

金融所得に係る課税制度の在り方の見直しに関する意見書（案）

物価高騰が続く中、国民の暮らしは厳しさを一層増している。

厚生労働省が公表した毎月勤労統計調査の令和6年10月分結果速報によると、規模5人以上の事業所の現金給与総額は前年同月比で2.6%増加し、所定内給与も2.7%増加するなど31年11か月ぶりの高い伸びとなっている。しかし、令和2年平均を100とした実質賃金指数は82.9となっており、物価高騰には賃金上昇が追い付かない状況にある。

このような暮らしの実態を背景として、いわゆる「103万円の壁」問題など、税金の集め方や使い方に国民の厳しい目が注がれている。

税の公正性、透明性ととともに、応能負担原則に基づく負担の公平性を担保することは、国民の税に対する信頼性を確保するために欠かすことのできない最も重要な要件である。

東京都税制調査会は、本年10月30日に発表した「令和6年度東京都税制調査会報告」の中で、所得税負担率は、合計所得金額1億円までは累増となっているが、1億円を境に減少に転じており、これは、高所得者層ほど所得に占める金融所得の割合が高く、金融所得は分離課税の対象として一律の税率が適用されているためであると分析している。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、金融所得・資産状況を適切に把握し、分離課税による一律の税率適用などの金融所得に係る課税制度の在り方を見直すよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

} 宛て